

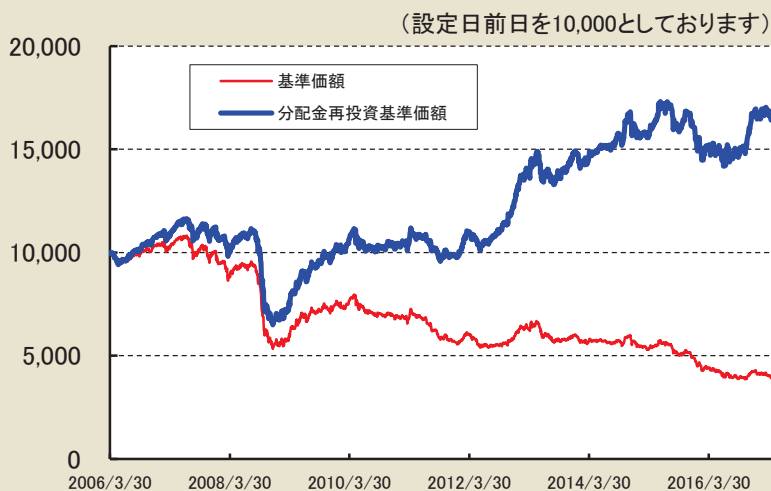


フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

設定日 2006年3月31日 決算日 原則 毎月15日

2017年5月15日現在

基準価額の推移 (2006年3月31日 ~ 2017年5月15日)



- ・基準価額は、信託報酬控除後の価額です。信託報酬率については、後記の「信託報酬」をご覧ください。
- ・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算を行い表示しています。

基準価額

- ・基準価額および前月比は分配落後です。
- ・基準価額は当ファンドの信託報酬控除後の価額です。

2017/5/15	前月比	2017/4/17
4,047 円	3.7 %	3,902 円

基準価額の騰落率

- ・基準価額の騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算を行い表示しています。

1ヵ月	5.4 %
3ヵ月	2.3 %
6ヵ月	15.1 %
1年	16.0 %
3年	16.3 %
5年	64.0 %
設定来	73.4 %

資産構成

内訳	2017/5/15	2017/4/17
フランクリン・テンブルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド	94.5 %	96.0 %
マネー・マーケット・マザーファンド	0.5 %	0.5 %
その他資産	5.0 %	3.5 %
純資産	20,163 百万円	18,925 百万円
元本	49,830 百万円	48,506 百万円

分配金の推移 (1万口当たり、税引前)

2017年5月	65 円
2017年4月	65 円
2017年3月	65 円
2017年2月	65 円
2017年1月	65 円
2016年12月	65 円
設定来合計	8,950 円

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「当資料のお取り扱いに関する注意事項」、「投資信託のお申し込みに関する注意事項」をよくお読みください。



フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

このページは、「フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド」のデータを基にアセットマネジメントOneが作成しております。

2017年5月15日現在

『フランクリン・テンプレトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド』の内容(1)

現地:2017年5月12日付け

ポートフォリオの資産構成

公社債組入比率	94.9%
その他	5.1%
合計	100.0%

・比率は、フランクリン・テンプレトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドの純資産総額に対する比率です。

ポートフォリオの状況

デュレーション(年)	4.08
直接利回り(%)	6.62
最終利回り(%)	6.77
平均残存年数	6.50
平均信用格付け	BB-

- ・上記の数字は、ファンドの運用利回り等を示唆または保証するものではありません。
- ・無格付債については、利払いが正常に行われているものについてはB-、利払いが正常に行われず債務不履行の状態に陥っているものについてはD格として平均信用格付けを計算しております。
- ・平均信用格付けは、公社債・その他(キャッシュ等)の信用格付けを加重平均したものです。フランクリン・テンプレトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドおよびフロンティア・ワールド・インカム・ファンドの信用格付けではありません。
- ・最終利回りは、キャッシュを含めたものです。最終利回りは、投資対象資産の特性を理解していただくために表示しており、当ファンドへの投資で得られる「期待利回り」を示すものではありません。
- ・適切な利回りが計算出来なくなった銘柄については除外して、利回りを計算しています。

公社債の信用格付構成比率

信用格付	比率
AAA	0.4%
A-	4.8%
BBB+	0.2%
BBB	7.4%
BBB-	9.9%
BB+	8.5%
BB	2.2%
BB-	4.6%
B+	19.3%
B	16.2%
B-	17.8%
CCC-	2.2%
CC	2.8%
D	3.5%

- ・比率は、フランクリン・テンプレトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドの組入公社債評価額に対する比率です。
- ・信用格付けは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス、スタンダード・アンド・プアーズ等を参考に作成しております。
- ・無格付債については、利払いが正常に行われているものについてはB-、利払いが正常に行われず債務不履行の状態に陥っているものについてはD格として取り扱うものとしております。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「当資料のお取り扱いに関する注意事項」、「投資信託のお申し込みに際しての留意事項」をよくお読みください。



フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

このページは、「フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド」のデータを基にアセットマネジメントOneが作成しております。

2017年5月15日現在

『フランクリン・テンプレトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンド』の内容(2)

現地:2017年5月12日付け

ファンドマネージャーのコメント ・あくまで作成時点での見解等を開示したもので、将来の市場環境の変動やファンドの値動き等を保証するものではありません。

市況の概況

欧米国債市場は、フランス大統領選挙で中道派マクロン候補が勝利し、リスク回避の動きが後退したことから軟調な展開となりました。

エマージング(新興国)債券市場は、地政学リスクが意識される展開が続いたものの、フランス大統領選挙の結果などを受けてリスク回避の動きが後退したことなどを背景に堅調に推移しました。このような環境のもと、米国国債とエマージング債券の利回り格差を示す信用スプレッドは縮小しました。

先進国通貨建債券市場は、米ドル建エマージング債券の指標であるJPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(2017年4月13日から2017年5月12日)で見ますと、米ドルベースでは+0.9%、円ベースでは円安米ドル高となったことで+4.6%となりました。国別では、概ね底堅い推移となる中でモザンビークが比較的堅調なパフォーマンスとなった一方で、ボリビア、中国が軟調となりました。

現地通貨建債券市場は、JPモルガンGBI-EM・ブロード・ダイバーシファイド・インデックス(現地通貨建ての国債インデックス)で見ますと、米ドルベースでは+0.8%、円ベースでは+4.5%となりました。国別では、現地通貨の上昇を受けてハンガリーが堅調となった一方で、利下げを受けて現地通貨が伸び悩んだチリが軟調となりました。

ポートフォリオの状況

当期中は下記の取引を行いました。

新規買い付けとして、米ドル建ヨルダン国債(2026年満期、クーポン6.125%)を買い付けました。同国には、不安定な地域情勢によりシリア人を含む多くの難民が流入しており、追加的にかかる助成金や警備コストの増大などが2017年の国家予算に負担となっています。しかし、2016年に経済ならびに財政改革に加え、債務比率の圧縮を目的としたIMFの拡大信用供与が承認されています。同銘柄については同程度の信用格付けが付与されている銘柄より割安と判断したため買い付けを行いました。

今後の見通し

エマージング市場は、トランプ米国大統領の政策などを睨み値動きの荒い場面が想定されるものの、世界経済の改善などを背景とした投資家のリスク選好の動きに下支えされ、底堅い動きを想定しています。なお、米国の減税策など景気刺激策はインフレに上昇圧力を与えると見込まれるものの、米国議会で焦点となっているのは外交政策等となっており、想定よりも長期に亘りインフレが抑制される可能性が高いと考えています。このことにより米国金利の上昇が限定的と想定され、エマージング市場の安定化に寄与すると考えています。

このような想定の下、新興国各国における国内政治、経済動向にも注視しながらポートフォリオを構築していく方針です。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「当資料のお取り扱いに関する注意事項」、「投資信託のお申し込みに際しての留意事項」をよくお読みください。



フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

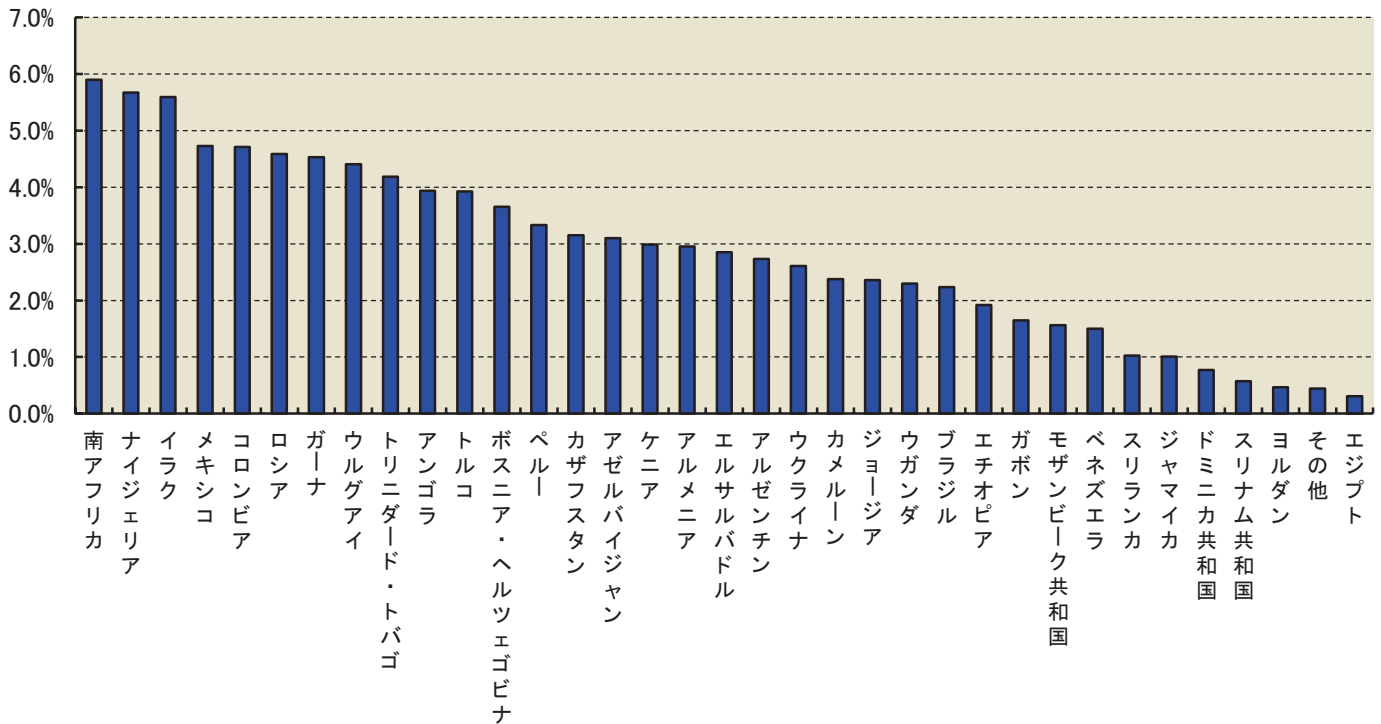
このページは、「フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド」のデータを基にアセットマネジメントOneが作成しております。

2017年5月15日現在

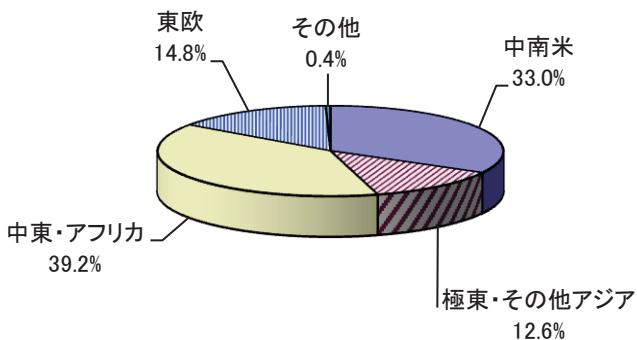
『フランクリン・テンプレトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンド』の内容(3)

現地:2017年5月12日付け

組入公社債国別配分比率



組入公社債地域別比率



組入公社債通貨別比率

通貨	比率 (%)
1 米ドル	62.5%
2 南アフリカランド	5.9%
3 ガーナセディ	4.5%
4 メキシコペソ	4.5%
5 ウルグアイペソ	4.4%
6 トルコリラ	3.9%
7 ユーロ	3.7%
8 コロンビアペソ	3.1%
9 ロシアルーブル	2.4%
10 ウガンダシリング	2.3%
11 ケニアシリング	2.1%
12 アゼルバイジャンマナト	0.4%
13 ペルーソル	0.3%

・各比率は、フランクリン・テンプレトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンドの組入公社債評価額に対する比率です。
 ・「その他」は、国際機関債です。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「当資料のお取り扱いに関する注意事項」、「投資信託のお申し込みに際しての留意事項」をよくお読みください。



フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

2017年5月15日現在

(ご参考)

各為替レートの推移は、参考のため掲載しているもので、当ファンドおよび当ファンドで組み入れる投資信託証券等が投資する通貨を示唆または保証するものではありません。また、将来の運用成果や市況変動を示唆するものでもありません。

為替レートの設定来の推移(対円)

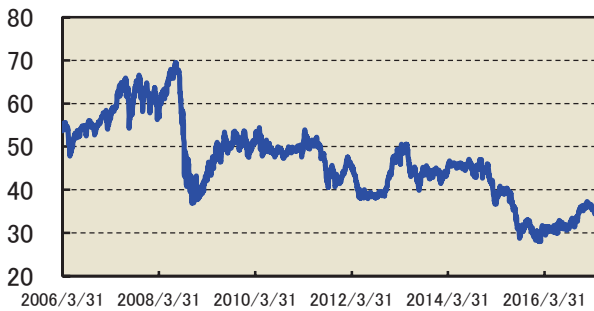
為替(米ドル)



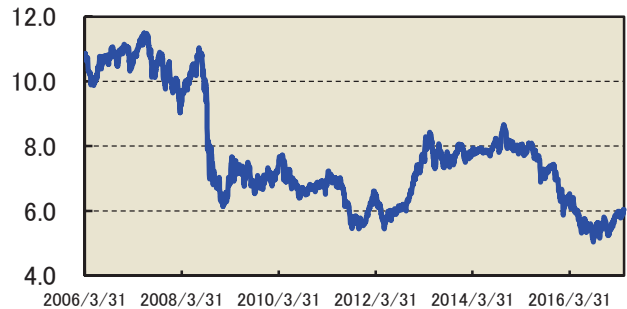
為替(ユーロ)



為替(ブラジルレアル)



為替(メキシコペソ)



為替(インドネシアルピア)



為替(南アフリカランド)



為替(ポーランドズロチ)



出所: 各種データを基にアセットマネジメントOneが作成しております。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「当資料のお取り扱いに関する注意事項」、「投資信託のお申し込みに際しての留意事項」をよくお読みください。



フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

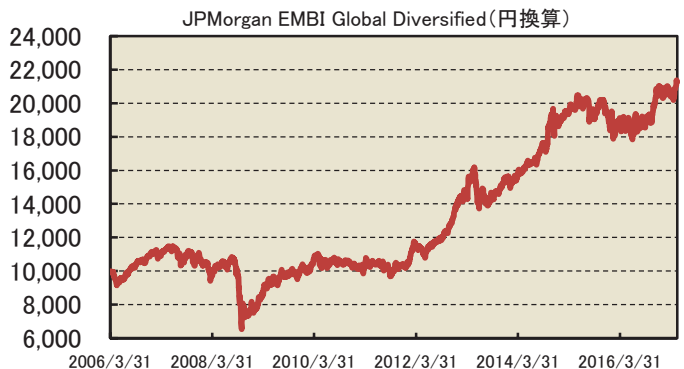
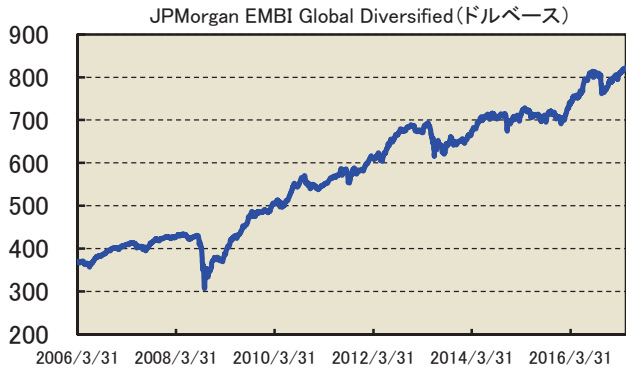
2017年5月15日現在

(ご参考)

(以下、JPモルガン・エマーGING・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan EMBI Global Diversifiedと英語表記します。)

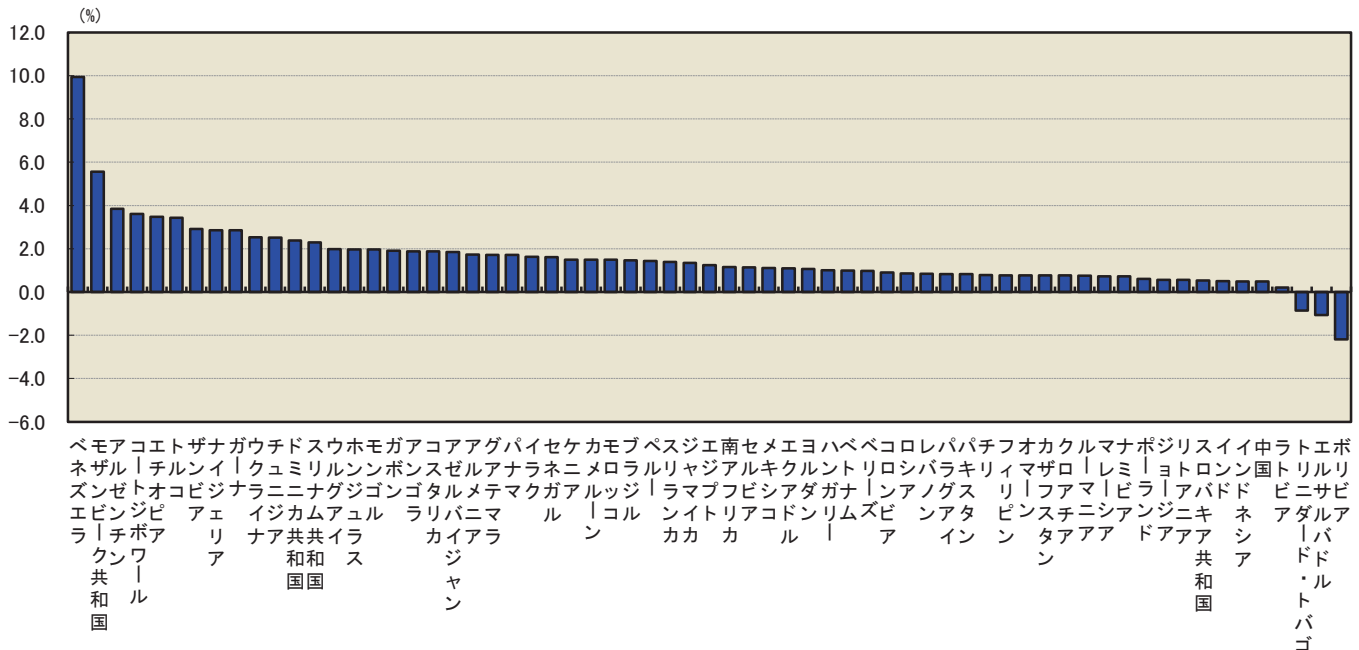
JPMorgan EMBI Global Diversifiedの設定来推移

※同指標を発表する機関のデータを基にアセットマネジメントOneが作成しております。



※JPMorgan EMBI Global Diversified(円換算)は、JPMorgan EMBI Global DiversifiedをアセットマネジメントOneが円換算したもので、設定日前日を10,000として指数化しております。

JPMorgan EMBI Global Diversifiedの国別月次リターン(ドルベース) (前月末ベース)



- ・同指標を発表する機関のデータを基に作成しております。
- ・上記の各グラフは、参考のため掲載しているもので、当ファンドおよび当ファンドで組み入れる投資信託証券等が投資する国を示唆または保証するものではありません。また、将来の運用成果や市況変動を示唆するものでもありません。なお、数値は変更となる場合があります。
- ・3ページ目の「ファンドマネージャーのコメント」欄に記載した国別リターンとは対象期間が異なります。

JPMorganは、「JPMorgan EMBI Global Diversified(JPモルガン EMBI グローバル ダイバーシファイド)」が参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPMorgan EMBI Global Diversifiedが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。JPモルガンは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否、またはJPMorgan EMBI Global Diversifiedが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。JPMorgan は、JPMorgan Chase & Coならびに全世界の同社の子会社および関連会社のマーケティングネームです。
 Copyright 2006 JPMorgan Chase & Co. All rights reserved.

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「当資料のお取り扱いに関する注意事項」、「投資信託のお申し込みに際しての留意事項」をよくお読みください。



フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

当資料のお取り扱いに関する注意事項

- ※当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
- ※当資料に掲載した図、表、数値、コメント等はすべて過去のものであり、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- ※当資料は信頼できる情報に基づき作成していますが、その内容の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料は事前の通知なしに内容を変更することがあります。
- ※投資信託は、リスクを含む商品(外貨建資産に投資する場合は為替リスクもあります。)であり、元本の保証はありません。
- ※購入のお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、詳細をよくお読みいただき、投資に関してはご自身でご判断ください。また、あらかじめ交付される契約締結前交付書面など(目論見書補完書面を含む)の内容をよくお読みください。

投資信託のお申し込みの際の留意事項

- 投資信託は、預金や保険契約ではなく、預金保険制度、保険契約者保護制度の対象ではありません。
- 投資信託は登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託は、元本の保証はありません。
- 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- 当資料はアセットマネジメントOneが作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
信頼できると考えられるデータなどに基づき作成していますが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。予告なく当資料の内容を変更する場合があります。



フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

当ファンドは、主として外国籍の投資信託証券を通じて、新興国の政府または政府機関などが発行する債券に投資します。実質的に組み入れた債券の値動きや信用状況の変化、為替相場の変動などの影響により基準価額が変動しますので、これにより投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ファンドの特色

1. 外国籍の投資信託証券を通じて、主として新興国の政府または政府機関などが発行する債券に実質的に投資します。
 - ◆新興国とは、一般に経済が発展段階にあり、今後も更なる経済成長が期待できる国および地域を指し、エマージング諸国とも呼ばれています。
 - ◆新興国債券は、先進国の国債などと比較して信用力が低い一方で、相対的に高い利回りが期待できます。
2. 主として外国籍の投資信託証券に投資し、一部で国内投資信託証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。
 - ◆ケイマン諸島籍外国投資信託「フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」(以下「ボンド・ファンド」という場合があります。運用：フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド)と国内投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」(運用：アセットマネジメントOne)に投資します。
 - ◆各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、原則として、ボンド・ファンドの組入比率は90%程度以上とすることを基本とします。
 - ◆投資信託証券に含まれる外貨建資産については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。
 - ◆ボンド・ファンドへの投資にあたっては、フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッドから投資助言および情報提供を受けます。

フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドの特色

- ・新興国の政府または政府機関などが発行する債券に主として投資します。
- ・米ドル、ユーロなど先進国通貨建ての債券に加え、純資産総額の50%までの範囲で新興国通貨建ての債券にも投資することで、収益機会の拡大を図ります。
- ・対円での為替ヘッジは原則として行いません。
※新興国政府が発行する債券と同等の投資効果を有する仕組債に投資する場合があります。

資金動向、市況動向などを勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

3. 原則として、毎月15日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。
 - ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
 - ◆分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を継続的に行うことを目標に決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
 - ◆基準価額水準や市況動向などを勘案して、上記の分配金額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ◇運用状況により分配金額は変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

ファンドの主な投資リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。
これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

新興国のリスク	新興国は、格付会社より投機的格付けを付与されている国が多く含まれ、当ファンドも投機的格付けに相当する国に実質的に投資します。また、新興国の多くは、第二次世界大戦後に債務不履行を経験しています。新興国は、先進国に比べ政治経済情勢などが不安定であり、投資環境の急変により金融市場に混乱が生じる場合があります。その結果、当ファンドの基準価額が予想外に大きく下落したり、運用方針に沿った運用が困難となることなども想定されます。
信用リスク	公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドは実質的に複数の国に分散投資しますが、特定国および特定地域における信用力の悪化、債務不履行などの発生が連鎖的に他の新興国に影響を与え、当ファンドの基準価額が著しく下落する可能性があります。
為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。
金利変動リスク	公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
流動性リスク	有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
特定の投資信託証券に投資するリスク	当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。



フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

お申込みメモ	
商品分類	追加型投信／海外／債券
購入単位	(当初元本1口=1円) 購入単位は販売会社またはお申込コースにより異なります。 お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2コースがあります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社またはアセットマネジメントOneにお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当ファンドの基準価額は1万口当たりで表示)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までとし、当該締切時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。 ※申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込不可日	以下に定める日には、購入・換金のお申し込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・シンガポールの銀行の休業日 ・ケイマンの銀行の休業日
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申し込みを取り消す場合があります。
信託期間	2028年9月15日まで(2006年3月31日設定)
繰上償還	受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合などには、繰上償還することがあります。
決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ※「分配金再投資コース」を選択された場合の分配金(税引後)は自動的に無手数料で全額再投資されます。
課税関係	収益分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して所定の税率により課税されます。 当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」の適用対象です。 ※税法が改正された場合などには、課税上の取り扱いが変更になる場合があります。

ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用	
購入時	購入時手数料 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.24%(税抜3.0%) を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た額となります。詳しくは販売会社またはアセットマネジメントOneにお問い合わせください。
換金時	信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し 0.3% を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。
お客さまが信託財産で間接的に負担する費用	
保有期間中	運用管理費用(信託報酬) 投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に対して最大で 年率1.684%(税抜1.6%)程度 となります。 (上記は、ボンド・ファンドを100%組み入れた場合の信託報酬の総額を示しています。) ・当ファンド:年率1.134%(税抜1.05%) ・ボンド・ファンド:年率0.55%(上限) ・マネー・マーケット・マザーファンド:ありません。
	その他の費用・手数料 監査法人に支払うファンドの監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などを、その都度(監査報酬は日々)、投資信託財産が負担します。また、ボンド・ファンドにおいても、有価証券などの売買手数料、外国投資信託の設定に関する費用などがかかります。 ※「その他の費用・手数料」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

◎手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

◎詳細につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)、運用報告書などでご確認いただけます。

委託会社、その他の関係法人

- 委託会社: アセットマネジメントOne株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
ファンドの運用の指図などを行います。
- 受託会社: 三井住友信託銀行株式会社 ファンドの財産の保管および管理などを行います。
- 販売会社: 募集・販売の取り扱い、投資信託説明書(目論見書)などの書面の交付、換金申込の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・換金代金・償還金の支払いなどを行います。
- 投資顧問会社: フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド
委託会社に対して投資助言および情報提供などを行います。



フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

販売会社一覧

販売会社名	登録番号	加入協会
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
いちよし証券株式会社 (新規買い付けのお申し込みは停止しております)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
永和証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第5号	日本証券業協会
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	日本証券業協会
SMB Cフレンド証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第40号	日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
岡安証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第8号	日本証券業協会
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
寿証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第7号	日本証券業協会
上光証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	日本証券業協会
株式会社しん証券さかもと	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第5号	日本証券業協会
大山日ノ丸証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第5号	日本証券業協会
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	日本証券業協会
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	日本証券業協会
西村証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第26号	日本証券業協会
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
野村証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
ひろぎんウツミ屋証券株式会社 ※2017年6月1日より、ひろぎん証券株式会社へ 社名が変更されます。	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	日本証券業協会
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第127号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
丸八証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第20号	日本証券業協会
三津井証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第14号	日本証券業協会
三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第7号	日本証券業協会
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	日本証券業協会
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号	日本証券業協会
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

この一覧表は、各販売会社より取得した情報を基に作成しています。

(順不同)



フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

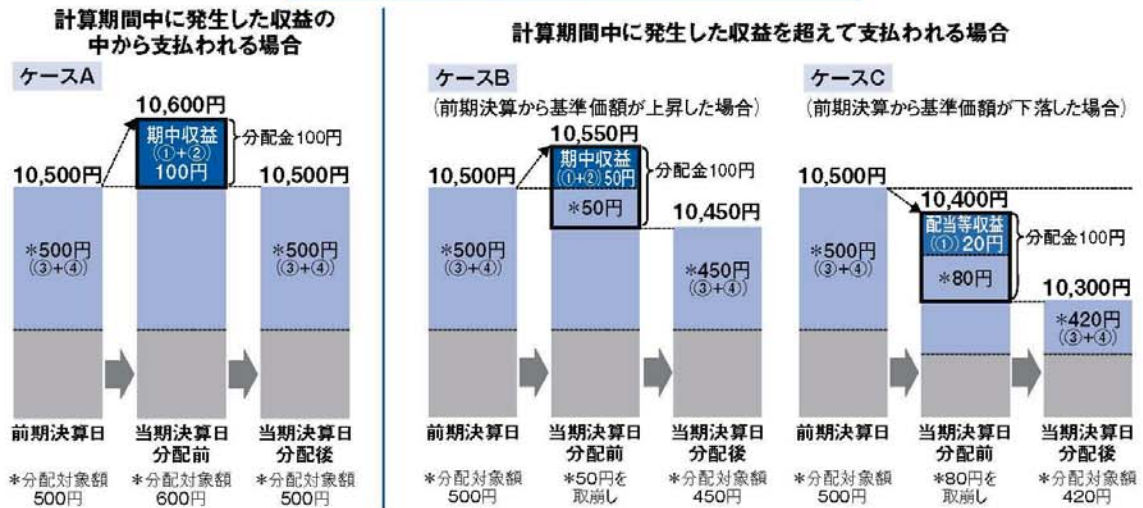
収益分配金に関する留意事項

●投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

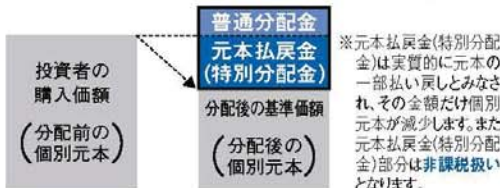
ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円
 ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円
 ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

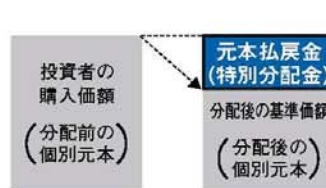
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。